

独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則

平成18年4月1日
規則第16号

改正 平成19年3月30日規則第13号
改正 平成23年3月24日規則第18号
改正 平成24年3月30日規則第18号
改正 平成24年12月26日規則第27号
改正 平成27年3月25日規則第5号
改正 平成27年3月31日規則第19号
改正 平成28年3月31日規則第7号
改正 平成29年3月31日規則第6号
改正 平成30年1月31日規則第3号

独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター職員就業規則（平成18年規則第11号。以下「職員就業規則」という。）第37条の規定に基づき、職員（国、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）以外の独立行政法人、国立大学法人及び団体の職員であつて、その身分を保有したまま派遣され又は出向してきた者を除く。以下同じ。）が退職し又は解雇された（以下「退職等した」という。）場合に支給する退職手当について基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 削除

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職等した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員として引き続いて在職した期間が6月未満の場合（次条第1項第1号に該当する場合及び同項第4号における退職をした場合の在職した期間に限る。）には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、本人又はその遺族の指定する預金口座に振込むことによって支払う。ただし、この場合、法令等により控除すべき額があるときはそれを控除した額とする。

3 退職手当は、職員が退職等した日から起算して1月以内に支給する。ただし、死亡により退職した場合で退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、第14条に該当する場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

第4条 次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職等した者に対する退職手当の支給額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表第1に掲げる割合を退職等した日におけるその者の俸給月額に乗じて得た額（以下「退職手当の基本額」という。）に第6条により計算した退職手当の調整額を加えて得た額（以下「支給額」という。）とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 職員就業規則第19条の規定により自己都合退職した場合、同規則第23条第1項第1号及び同

条第2項第1号から第3号のいずれかの規定により解雇された場合

- 二 業務外の死亡により退職した場合、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下この条において同じ。）により退職した場合
- 三 業務外による傷病により退職した場合（前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。）
- 四 職員就業規則第21条の規定により定年退職した場合（定年に達した日以後定年退職日の前日までに自己都合退職した場合を含む。）
- 五 勤務箇所の移転により退職した場合
- 六 職員就業規則第23条第2項第4号の規定により解雇された場合
- 七 業務上の傷病又は死亡により退職した場合

- 2 前項第6号又は第7号に掲げる事由により退職等した者のうち、前項の規定に基づく支給額が、次の表に掲げるその者の勤続期間に応じて定める割合を退職等した日におけるその者の俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に乗じて得た額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
1年未満	2.7
1年以上2年未満	3.6
2年以上3年未満	4.5
3年以上	5.4

- 3 前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職等した日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職等した場合には適用しない。

（職員給与規則改正以外の理由により俸給月額が減額されることがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条 退職した者の基礎在職期間中に、独立行政法人大学入試センター職員給与規則（平成13年規則第38号。以下「職員給与規則」という。）の改正以外の理由によりその者の俸給月額が減額（平成18年4月1日後のものに限る。）されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職等した日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第9条の2第1項又は第10条第4項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条の2第1項に規定する国立大学法人等の職員若しくは第10条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び職員就業規則第23条第1項第2号の規定により解雇又は職員就業規則第57条第2項第5号により懲戒解雇されたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第9条の2第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

三 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

四 第10条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

五 前各号に掲げる期間に準ずるものとしての在職期間

（退職手当の調整額）

第6条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（別に定める期間があるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた別表第2に掲げる職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

（勸奨退職者等に対する退職手当）

第7条 勸奨に応じて退職した職員に対する退職手当の基本額は、第4条第1項第4号の規定に基づく支給割合による額とする。

2 第4条第1項第6号、第7号又は前項に掲げる事由により退職等した職員（指定職俸給表6号俸以上である者を除く。）のうち、定年に達する日の6月前までに退職等した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき俸給月額に応じて100分の2（指定職俸給表4号俸又は5号俸である者にあつては、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第5条第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職等の日において定められているその

		者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2（指定職俸給表4号俸又は5号俸である者にあつては、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第5条第1項第2号イ	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2（指定職俸給表4号俸又は5号俸である者にあつては、100分の1）を乗じて得た額の合計額に、
第5条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第4条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（諭旨解雇の退職手当）

第8条 職員就業規則第57条第2項第4号の規定による退職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の支給額は、第4条第1項第1号に基づく支給額の3分の2以内の額とする。

2 前項の規定は、退職等した後にその者の在職期間中の行為に関し諭旨解雇相当との決定がされた場合に準用する。

（禁錮以上の刑に処せられた場合の解雇又は懲戒解雇の退職手当の支給制限）

第8条の2 退職等をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした者（当該退職等をした者が死亡したときは、当該退職等に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職等をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職等をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響、当該退職等をした者の勤務の状況、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職等をした者の言動並びに当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 職員就業規則第57条第2項第5号の懲戒解雇をされた者

二 職員就業規則第23条第1項第2号により解雇された者

2 退職等をした者に対しまだ当該退職等に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職等をした者が死亡したときは、退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職等をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職等をした者の勤務の状況、当該退職等をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職等をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響及び前項各号に規定する退職等をした場合の退職手当の額と

の権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職等をした者が刑事事件（当該退職後等に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職後に職員就業規則第22条により再雇用された者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、独立行政法人大学入試センター職員再雇用規則（平成18年規則第13号）第12条により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分（以下「再雇用職員に対する懲戒解雇等処分」という。）を受けたとき。
- 三 当該退職等をした者について、当該退職等の後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職等をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職等に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職等をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職等をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職等をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 4 前各項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 5 第2項第2号又は第3項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

（勤続期間の計算）

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職等した日の属する月までの月数による。
- 3 在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、当該各号に定める月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - 一 職員就業規則第11条第1項第1号から第4号の規定による休職（業務上又は通勤による傷病による場合を除く。）の期間、同規則第57条第2項第3号の規定による停職の期間及び独立行政法人大学入試センター職員育児休業等規則（平成18年規則第17号。以下「育児休業規則」という。）による育児休業の期間（次号に規定する場合を除く。） その月数（当該各期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。次号及び第3号において同じ。）の2分の1に相当する月数
 - 二 育児休業規則による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。） その月数の3分の1に相当する月数
 - 三 職員就業規則第11条第1項第5号の規定による休職の期間 その月数
- 4 前項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨て。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項第2号から第7号の規定に該当

する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

- 5 前項の規定は、第4条第2項の勤続期間の計算には適用しない。

(国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第9条の2 職員が、引き続いて国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構(同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。)(以下「国立大学法人等」という。)の職員となった場合に、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

- 2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等(退職手当に関する規則等において、職員が、引き続いて当該国立大学法人等の職員となった場合に、その者の職員としての在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間に通算することと定めている法人に限る。)の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第10条 職員のうち、本センターの要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。)、旧特定独立行政法人(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)による改正前の独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。)、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が本センターの要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に雇用される者となった場合に、その者の職員としての勤続期間を当該地方公共団体に雇用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。))又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(前条に規定する国立大学法人等を除く。以下「国等の機関」という。)に雇用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等として在職(その者が更に引き続いて当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、前条第1項にいう職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるために退職をし、かつ、引き続いて職員となった者の前条第1項にいう在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、この規則による退職手当は、支給しない。

- 5 第2項の規定に該当する職員のうち、前項に該当する者以外の者がやむを得ない事由により退職等した場合の退職手当の額については、当該退職等した日に国家公務員等に復帰し、国家公務員等として退職したと仮定した場合の、国家公務員等としての在職期間を職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第11条 この規則において、遺族とは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分にして支給する。
- （遺族からの排除）

第12条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- （退職手当の支払の差止め）

第13条 退職等をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした者に対し、当該退職等に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - 二 退職等をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職等をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職等した者に対しまだ当該退職等に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該退職等をした者に対し、退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 一 当該退職等をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 二 当該退職等をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇又は諭旨解雇に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至った場合
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職等をした者（死亡による退職の場合には、その遺族。）が当該退職等に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支

払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 第1項又は第2項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下、「支払差止処分」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、第8条の2第2項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第8条の2第2項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が第8条の2第3項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第8条の2第4項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職手当の返納）

第14条 退職等をした者に対し当該退職等に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした者に対し、当該退職等をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職等をした者の勤務の状況、当該退職等をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響のほか、当該退職等をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

- 一 当該退職等をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職後に職員就業規則第22条により再雇用された者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、独立行政法人大学入試センター職員再雇用規則（平成18年規則第13号）第12条による懲戒解雇処分を受けたとき。
- 三 当該退職等をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為をしたと認められたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職等に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職等をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職等をした者の勤務の状況、当該退職等をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職等をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による返納の請求を行おうとするときは、当該返納の請求を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 第8条の2第4項の規定は、第1項及び第2項の規定による返納の請求について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第15条 退職等をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職等に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下「退職手当の受給者」という。）が当該退職等の日から6月以内に前条第1項又は第2項の規定による返納の請求を受けることなく死亡した場合（次項から第3項までに規定する場合を除く。）において、センターが、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下、この条において同じ。）に対し、当該退職等の日から6月以内に、当該退職等をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職等をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職等の日から6月以内に、前条第4項に規定する意見の聴取をする旨の通知を受けた場合において、前条第1項又は第2項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職等に係る退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職等をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職等の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職等をした者が当該退職等に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額

の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇等処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇等処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付を請求する金額は、当該退職等をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職等をした者の勤務の状況、当該退職等をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職等をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による納付の請求を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 7 第8条の2第4項及び前条第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による納付の請求について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第16条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日以前における国家公務員退職手当法第7条第4項に掲げる期間がある場合には、第9条第3項の規定を準用し、当該在職期間から除算するものとする。
- 3 施行日前の職員が本センターの要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続いて公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、第10条第1項を準用する。
- 4 平成25年1月1日以後に退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第105号）による改正前の国家公務員退職手当法（以下「退手法」という。）により計算した支給額（当該勤続

期間が43年又は44年の者であつて、独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号）による改正後の独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則（以下「新規則」という。）第4条第1項第1号又は第3号により退職したものにあっては、その者が退手法第5条により退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として同法附則第21項の規定の例により計算して得られる額）に100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で新規則第4条第1項第1号により退職したもの及び37年以上42年以下の者で同条同項第3号により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、本規則により計算した退職手当の額（以下「本規則手当額」という。）よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

（施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合の経過措置）

- 5 施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての本規則手当額が施行日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧規則により計算した退職手当の額（以下「退手法手当額」という。）よりも多いときは、これらの規則にかかわらず、本規則手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職等した者で勤続期間が25年以上のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円））

イ 新規則により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 本規則手当額から退手法手当額を控除した額

二 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円））

イ 本規則により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 本規則手当額から退手法手当額を控除した額

三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円））

イ 本規則により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 本規則手当額から退手法手当額を控除した額

- 6 第6条に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 職員就業規則第11条第1項第5号の規定による休職により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月数等

二 育児休業規則に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた別表第2に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 職員就業規則第11条第1項第1号から第4号の規定による休職（業務上又は通勤による傷病による場合を除く。）、同規則第57条第2項第3号の規定による停職及び育児休業規則に規定する育児休業（前号に規定する場合を除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

7 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第6条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの又は第4条第1項第1号により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）にあつては第6条の規定により計算した額の2分の1に相当する額

二 退職日俸給月額が、職員給与規則の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者にあつては、第4条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

8 次の各号のいずれかに該当する者には、第6条及び前項の規定により計算した退職手当の調整額は、支給しない。

一 第4条第1項第1号により退職する者でその勤続期間が9年以下の者

二 その者の非違により退職したもので、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として職員就業規則第57条第2項の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

9 退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項中「別表第1」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号）附則別表第1」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号）附則別表第2」とする。

附則別表第1（平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間）

勤続期間	第4条第1項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.98	0.98	0.98	1.225	1.47	1.47
6月以上1年	0.588						
2年	1.176	1.96	1.96	1.96	2.45	2.94	2.94
3年	1.764	2.94	2.94	2.94	3.675	4.41	4.41
4年	2.352	3.92	3.92	3.92	4.9	5.88	5.88
5年	2.94	4.9	4.9	4.9	6.125	7.35	7.35
6年	3.528	5.88	5.88	5.88	7.35	8.82	8.82
7年	4.116	6.86	6.86	6.86	8.575	10.29	10.29
8年	4.704	7.84	7.84	7.84	9.8	11.76	11.76
9年	5.292	8.82	8.82	8.82	11.025	13.23	13.23
10年	5.88	9.8	9.8	9.8	12.25	14.7	14.7
11年	8.7024	13.5975	10.878	13.5975	13.5975	16.317	16.317
12年	9.5648	14.945	11.956	14.945	14.945	17.934	17.934
13年	10.4272	16.2925	13.034	16.2925	16.2925	19.551	19.551
14年	11.2896	17.64	14.112	17.64	17.64	21.168	21.168
15年	12.152	18.9875	15.19	18.9875	18.9875	22.785	22.785
16年	15.0822	20.9475	16.758	20.9475	20.9475	24.402	24.402
17年	16.4934	22.9075	18.326	22.9075	22.9075	26.019	26.019
18年	17.9046	24.8675	19.894	24.8675	24.8675	27.636	27.636
19年	19.3158	26.8275	21.462	26.8275	26.8275	29.253	29.253
20年	23.03	28.7875	23.03	28.7875	28.7875	30.87	30.87
21年	24.99	30.7475	24.99	30.7475	30.7475	32.487	32.487
22年	26.95	32.7075	26.95	32.7075	32.7075	34.104	34.104
23年	28.91	34.6675	28.91	34.6675	34.6675	35.721	35.721
24年	30.87	36.6275	30.87	36.6275	36.6275	37.338	37.338
25年	32.83	38.955	32.83	38.955	38.955	38.955	38.955
26年	34.398	40.719	34.398	40.719	40.719	40.719	40.719
27年	35.966	42.483	35.966	42.483	42.483	42.483	42.483
28年	37.534	44.247	37.534	44.247	44.247	44.247	44.247
29年	39.102	46.011	39.102	46.011	46.011	46.011	46.011
30年	40.67	47.775	40.67	47.775	47.775	47.775	47.775
31年	41.846	49.539	41.846	49.539	49.539	49.539	49.539

32 年	43.022	51.303	43.022	51.303	51.303	51.303	51.303
33 年	44.198	53.067	44.198	53.067	53.067	53.067	53.067
34 年	45.374	54.831	45.374	54.831	54.831	54.831	54.831
35 年	46.55	55.86	46.55	55.86	55.86	55.86	55.86
36 年	47.726	55.86	47.726	55.86	55.86	55.86	55.86
37 年	48.902	55.86	48.902	55.86	55.86	55.86	55.86
38 年	50.078	55.86	50.078	55.86	55.86	55.86	55.86
39 年	51.254	55.86	51.254	55.86	55.86	55.86	55.86
40 年	52.43	55.86	52.43	55.86	55.86	55.86	55.86
41 年	53.606	55.86	53.606	55.86	55.86	55.86	55.86
42 年	54.782	55.86	54.782	55.86	55.86	55.86	55.86
43 年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
44 年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
45 年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86

附則別表第 2（平成25年10月 1 日から平成26年 6 月30日までの間）

勤続期間	第 4 条第 1 項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所 の移転	経営上 の都合	業務上 傷病・死亡
6 月未満	0	0.92	0.92	0.92	1.15	1.38	1.38
6 月以上 1 年	0.552						
2 年	1.104	1.84	1.84	1.84	2.3	2.76	2.76
3 年	1.656	2.76	2.76	2.76	3.45	4.14	4.14
4 年	2.208	3.68	3.68	3.68	4.6	5.52	5.52
5 年	2.76	4.6	4.6	4.6	5.75	6.9	6.9
6 年	3.312	5.52	5.52	5.52	6.9	8.28	8.28
7 年	3.864	6.44	6.44	6.44	8.05	9.66	9.66
8 年	4.416	7.36	7.36	7.36	9.2	11.04	11.04
9 年	4.968	8.28	8.28	8.28	10.35	12.42	12.42
10 年	5.52	9.2	9.2	9.2	11.5	13.8	13.8
11 年	8.1696	12.765	10.212	12.765	12.765	15.318	15.318
12 年	8.9792	14.03	11.224	14.03	14.03	16.836	16.836
13 年	9.7888	15.295	12.236	15.295	15.295	18.354	18.354
14 年	10.5984	16.56	13.248	16.56	16.56	19.872	19.872
15 年	11.408	17.825	14.26	17.825	17.825	21.39	21.39
16 年	14.1588	19.665	15.732	19.665	19.665	22.908	22.908

17 年	15.4836	21.505	17.204	21.505	21.505	24.426	24.426
18 年	16.8084	23.345	18.676	23.345	23.345	25.944	25.944
19 年	18.1332	25.185	20.148	25.185	25.185	27.462	27.462
20 年	21.62	27.025	21.62	27.025	27.025	28.98	28.98
21 年	23.46	28.865	23.46	28.865	28.865	30.498	30.498
22 年	25.3	30.705	25.3	30.705	30.705	32.016	32.016
23 年	27.14	32.545	27.14	32.545	32.545	33.534	33.534
24 年	28.98	34.385	28.98	34.385	34.385	35.052	35.052
25 年	30.82	36.57	30.82	36.57	36.57	36.57	36.57
26 年	32.292	38.226	32.292	38.226	38.226	38.226	38.226
27 年	33.764	39.882	33.764	39.882	39.882	39.882	39.882
28 年	35.236	41.538	35.236	41.538	41.538	41.538	41.538
29 年	36.708	43.194	36.708	43.194	43.194	43.194	43.194
30 年	38.18	44.85	38.18	44.85	44.85	44.85	44.85
31 年	39.284	46.506	39.284	46.506	46.506	46.506	46.506
32 年	40.388	48.162	40.388	48.162	48.162	48.162	48.162
33 年	41.492	49.818	41.492	49.818	49.818	49.818	49.818
34 年	42.596	51.474	42.596	51.474	51.474	51.474	51.474
35 年	43.7	52.44	43.7	52.44	52.44	52.44	52.44
36 年	44.804	52.44	44.804	52.44	52.44	52.44	52.44
37 年	45.908	52.44	45.908	52.44	52.44	52.44	52.44
38 年	47.012	52.44	47.012	52.44	52.44	52.44	52.44
39 年	48.116	52.44	48.116	52.44	52.44	52.44	52.44
40 年	49.22	52.44	49.22	52.44	52.44	52.44	52.44
41 年	50.324	52.44	50.324	52.44	52.44	52.44	52.44
42 年	51.428	52.44	51.428	52.44	52.44	52.44	52.44
43 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44
44 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44
45 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44

3 独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則（平成18年規則16号）附則第4項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成27年3月25日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
（旧機構等の職員であった者の退職手当の取扱いに関する経過措置）
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に改正前の独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 2 条に規定される独立行政法人大学評価・学位授与機構及び廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成 15 年法律第 115 号）第 2 条に規定される独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「旧機構等」という。）の職員であった者（次項に該当する者を除く。）の基礎在職期間の計算については、改正後の第 9 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年 3 月31日に旧機構等の職員として在職する者が、引き続き独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「大学改革支援・学位授与機構」という。）の職員となり、かつ、大学改革支援・学位授与機構の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の基礎在職期間については、その者の旧機構等の職員としての在職期間及び大学改革支援・学位授与機構の職員としての在職期間を職員として引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧機構等又は大学改革支援・学位授与機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

附 則（平成29年 3 月31日）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 1 月31日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 2 月 1 日から施行し、平成30年 1 月 1 日から適用する。
- 2 独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則（平成18年規則16号）附則第 4 項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」に、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。

別表第 1（第 4 条関係）

勤続期間	第 4 条第 1 項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6 月未満	0	0. 87	0. 87	0. 87	1. 0875	1. 305	1. 305
6 月以上 1 年	0. 522						
2 年	1. 044	1. 74	1. 74	1. 74	2. 175	2. 61	2. 61
2 年	1. 0044	1. 674	1. 674	1. 674	2. 0925	2. 511	2. 511
3 年	1. 5066	2. 511	2. 511	2. 511	3. 13875	3. 7665	3. 7665
4 年	2. 0088	3. 348	3. 348	3. 348	4. 185	5. 022	5. 022
5 年	2. 511	4. 185	4. 185	4. 185	5. 23125	6. 2775	6. 2775
6 年	3. 0132	5. 022	5. 022	5. 022	6. 2775	7. 533	7. 533
7 年	3. 5154	5. 859	5. 859	5. 859	7. 32375	8. 7885	8. 7885
8 年	4. 0176	6. 696	6. 696	6. 696	8. 37	10. 044	10. 044
9 年	4. 5198	7. 533	7. 533	7. 533	9. 41625	11. 2995	11. 2995
10 年	5. 022	8. 37	8. 37	8. 37	10. 4625	12. 555	12. 555
11 年	7. 43256	11. 613375	9. 2907	11. 613375	11. 613375	13. 93605	13. 93605
12 年	8. 16912	12. 76425	10. 2114	12. 76425	12. 76425	15. 3171	15. 3171
13 年	8. 90568	13. 915125	11. 1321	13. 915125	13. 915125	16. 69815	16. 69815
14 年	9. 64224	15. 066	12. 0528	15. 066	15. 066	18. 0792	18. 0792
15 年	10. 3788	16. 216875	12. 9735	16. 216875	16. 216875	19. 46025	19. 46025
16 年	12. 88143	17. 890875	14. 3127	17. 890875	17. 890875	20. 8413	20. 8413
17 年	14. 08671	19. 564875	15. 6519	19. 564875	19. 564875	22. 22235	22. 22235
18 年	15. 29199	21. 238875	16. 9911	21. 238875	21. 238875	23. 6034	23. 6034
19 年	16. 49727	22. 912875	18. 3303	22. 912875	22. 912875	24. 98445	24. 98445
20 年	19. 6695	24. 586875	19. 6695	24. 586875	24. 586875	26. 3655	26. 3655
21 年	21. 3435	26. 260875	21. 3435	26. 260875	26. 260875	27. 74655	27. 74655
22 年	23. 0175	27. 934875	23. 0175	27. 934875	27. 934875	29. 1276	29. 1276
23 年	24. 6915	29. 608875	24. 6915	29. 608875	29. 608875	30. 50865	30. 50865
24 年	26. 3655	31. 282875	26. 3655	31. 282875	31. 282875	31. 8897	31. 8897
25 年	28. 0395	33. 27075	28. 0395	33. 27075	33. 27075	33. 27075	33. 27075
26 年	29. 3787	34. 77735	29. 3787	34. 77735	34. 77735	34. 77735	34. 77735
27 年	30. 7179	36. 28395	30. 7179	36. 28395	36. 28395	36. 28395	36. 28395
28 年	32. 0571	37. 79055	32. 0571	37. 79055	37. 79055	37. 79055	37. 79055
29 年	33. 3963	39. 29715	33. 3963	39. 29715	39. 29715	39. 29715	39. 29715
30 年	34. 7355	40. 80375	34. 7355	40. 80375	40. 80375	40. 80375	40. 80375

別表第2 (第6条関係)

	調整額	平成 8 年 4 月 1 日～ 平成18年 3 月31日			平成18年 4 月 1 日～		
		指定職	一般職	教育職	指定職	一般職	教育職
第 1 号区分	95,400円	9号俸以上			6号俸以上		
第 2 号区分	78,750円	4～8号俸			1～5号俸		
第 3 号区分	70,400円	1～3号俸				10級	
第 4 号区分	65,000円		11級	I種かつ20% 4級（5級）		9級	I種かつ20% 4級
第 5 号区分	59,550円		10級	20% 4級（5級）		8級	20% 4級
第 6 号区分	54,150円		9級	上記以外の 4級（5級）		7級	上記以外の 4級
第 7 号区分	43,350円		8級	15% 3級（4級）		6級	15% 3級
第 8 号区分	32,500円		7級	上記以外の 3級（4級）		5級	上記以外の 3級
第 9 号区分	27,100円		6級	10% 2級（3級）		4級	10% 2級
第10号区分	21,700円		5級・4級	5% 1級（2級）		3級	5% 1級
第11号区分	0円		3級・2級 1級	上記以外の 1級（2級）		2級・1級	上記以外の 1級

備考

- 1 平成13年3月31日以前にあっては、「一般職」は「行政職」と読み替えて適用する。
- 2 教育職欄のかっこ書きは、平成16年10月31日までの期間について適用する。
- 3 教育職欄第4号区分のⅠ種は、人事院規則9-17別表に定める区分またはそれに準ずるものを示す。
- 4 教育職欄の20%、15%、10%及び5%は、人事院規則9-40別表第一に定める加算割合またはそれに準ずるものを示す。